



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう

介護予防・日常生活支援総合事業 について

輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう

説明内容

- ・「総合事業における指定事業所について
- ・サービスAにおける継続利用要介護者の対応について

介護予防・総合事業指定事業所について

知立市 介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業所一覧 令和7年11月1日現在

| 事業所名 | 介護予防 訪問サービス | 訪問型 サービスA | 介護予防 通所サービス | 通所型 サービスA | 所在地 |
|------------------------------|----------------|--------------|----------------|--------------|-----|
| ヴィラトピア知立ホームヘルパー派遣事業所 | ○ | ○ | | | 市内 |
| ケアコール知立 | ○ | | | | 市内 |
| すまいる知立指定訪問介護事業所 | ○ | ○ | | | 市内 |
| 訪問介護 すえひろ | ○ | ○ | | | 市内 |
| ミライエ訪問介護ステーション | ○ | | | | 市内 |
| 老人居宅介護等事業ほほえみの里 | ○ | ○ | | | 市内 |
| 特定非営利活動法人 仁 | ○ | | | | 市内 |
| いこうよ知立 | | | ○ | ○ | 市内 |
| ヴィラトピア知立デイサービスセンター | | | ○ | | 市内 |
| おんじいのへや知立店(安城サテライト店を含む) | | | ○ | ○ | 市内 |
| デイサービスさくらのきの家 | | | ○ | | 市内 |
| あいじゅりハビリセンターCHIRIFU(サテライト含む) | | | ○ | ○ | 市内 |
| デイサービスほおずきの家 | | | ○ | | 市内 |
| ほほえみの里デイサービスセンター | | | ○ | ○ | 市内 |
| ほほえみの里ぷらす | | | | ○ | 市内 |
| 聴覚障害者支援事業所 ほっとくる | ○ | | | | 市外 |
| デイサービスリハビリガーデン | | | ○ | | 市外 |
| 計 | 8 | 4 | 8 | 5 | |

サービスAにおける継続利用要介護者の対応

「継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとしてサービスAを含める。」とされたことを受け、令和6年4月以降、本市で実施しているシルバーいちごサービスについて、要介護認定を受けた後も引き続きサービスの利用を可能としています。

※本市においては、介護事業所における訪問型サービスA、通所型サービスAが対象の事業ではありますが、改正の趣旨（地域とのつながりのもとで日常生活を継続するため）を鑑みると、実質的に、シルバーいちごサービスのみを対象とします。



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう

地域支援係からの連絡事項

輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう

説明内容

- ・介護予防支援の指定申請について
- ・地域ケア会議について

居宅介護支援事業所における 介護予防支援の指定

令和6年4月の介護保険の改正に伴い、利用者の支援継続性を確保し、地域包括支援センターの負担軽減と介護予防の充実を図るため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施できることとなりました。

介護予防支援の指定におけるねらい

- ・ 同じ居宅介護支援事業所が要支援(介護予防支援)と要介護(居宅介護支援)を一体的に担当することにより、利用者視点での継続性・安心感の向上につながる
- ・ 包括支援センターにおける「総合相談」「権利擁護」「地域づくり」への業務に時間をかけることができる。

介護予防支援の指定のご検討をお願いいたします。

居宅介護支援事業所における 介護予防支援の指定

<主な指定要件>

1. 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
2. 管理者が主任介護支援専門員であること。
居宅介護支援事業所の管理者が経過措置※中の場合も申請可能です。
※管理者の主任介護支援専門員の資格要件を令和9年3月31日まで猶予するもの。
3. 事業所ごとに1人以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること。
4. 法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要です。
※指定申請日までに登記が間に合わない場合は指定日までに追加、後日提出をお願いします。

居宅介護支援事業所における 介護予防支援の指定

<注意事項>

1. 要支援のプランは介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」があります。今回新たに指定事業所として実施できる業務は「介護予防支援」のみです。

※ただし、「介護予防ケアマネジメント」については、地域包括支援センターから委託を受ければ可能。

2. 「介護予防支援」の指定を受けない場合でも、これまでどおり居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受けて「介護予防支援」を実施することは可能。

3. 介護予防支援費(要支援1・2)

| | |
|------------------|----------|
| 地域包括支援センターが行う場合 | 4 4 2 単位 |
| 指定居宅介護支援事業者が行う場合 | 4 7 2 単位 |

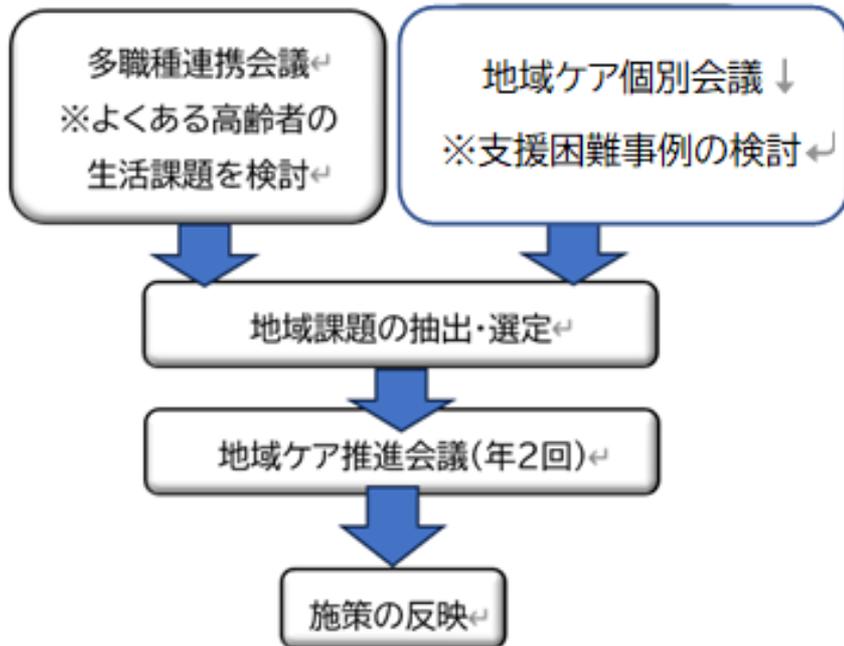
・指定の書式は[厚生労働省の指定様式](#)を使用し市に申請を行ってください。

・介護保険審議会の意見を反映した上で指定します。

※介護保険審議会の[実施月の前々月末まで](#)に申請書を提出ください。

※介護保険審議会の実施日は、年度により異なりますので、市に確認ください。

地域ケア会議について



多職種連携会議や地域ケア個別会議で、個別ケースの支援の検討を通して、地域の高齢者に共通する課題を抽出し、地域ケア推進会議で高齢者の生活支援を担う機関及び団体間とさらに議論し、施策の検討及び立案へとつながっていきます。

介護事業者の皆様へ
多職種連携会議は、オープンカンファレンス方式です
専門職の皆様のご参加お待ちしております。

地域ケア会議～知立市ホームページ～

<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/hokenkenko/chojukaigo/gyomu/2/14669.html>

ご清聴ありがとうございました。

